

障害者への各種助成制度を ご存じですか



① 特別児童扶養手当

〔対象〕Ⅱ重度または中度の障害のある児童(20歳未満)を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方
*詳しくはお問い合わせください。
〔支給額〕Ⅱ月額
▼1級(重度)Ⅱ5万4000円
▼2級(中度)Ⅱ3万3570円
*障害年金を受給している方または施設(母子入所を除く)に入所している方は対象外です。

③ 特別障害者手当

〔対象〕Ⅱ著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方
〔支給額〕Ⅱ月額2万6260円
*施設に入所中の方または3カ月以上継続して病院(老人保健施設など)に入院している方または老人介護手当受給者は対象外です。
*①、②、③の支給額は、いずれも平成24年4月1日現在です。

② 障害児福祉手当

〔対象〕Ⅱ重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の方
〔支給額〕Ⅱ月額1万4280円
*障害年金を受給している方または施設に入所している方は対象外です。



重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者および知的障害者の方に対する医療費の助成制度です。
医療保険適用の自己負担金について医療機関に支払った後に申請していただくと、指定の口座へ助成金(附加給付、高額医療などを除く)が振り込まれます。

各種手当所得状況届を提出してください

現在、①、②、③を受給されている方は、本年8月から平成25年7月までの受給資格確認のため、「所得状況届」(8月上旬発送予定)の提出が必要です。未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。
〔受付期間〕Ⅱ8月13日(月)～9月10日(月)
*土・日曜日を除く

福祉タクシー等利用券

〔対象〕Ⅱ次のいずれかに該当する方
①、②、③は普通自動車運転免許所持者を含む
①身体障害者手帳1・2級所持者
②療育手帳A1・A2所持者
③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する18歳未満の方で、同一世帯に普通自動車運転免許所持者がいない方

障害福祉の相談窓口

障害福祉に関するさまざまな問題について、障害のある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用など必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整などを行います。
*相談は無料です。
〔対象〕Ⅱ障害のある方とその家族・関係の方

福祉避難所を指定しました

指定避難所での生活が困難な障害者などのために、5カ所の障害者支援施設と福祉避難所としての協定を締結しました。福祉避難所利用の際は市役所への連絡が必要です。
*あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は短期入所などの障害福祉サービスをご利用ください。
ご利用に際しては障害程度区分認定が必要となります。事前に障害・社会福祉課にご相談ください。

福祉避難所

- ▼ 亀山苑(宮内町)
- ▼ 川内なすな園(五代町)
- ▼ 薩来園(入来町副田)
- ▼ 川内自興園(百次町)
- ▼ 新葉学園(樋脇町塔之原)

〔助成額〕Ⅱ1万円(500円×20枚)
*本市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両および甌島定期航路船のみ有効です。
*施設入所者は対象外です。
〔申請方法〕Ⅱ障害者手帳など印鑑を持参の上、障害・社会福祉課までお越しください。



身障者用駐車場利用証 (パーキングパーミット制度)

身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」が交付されます。



▲身障者用駐車場利用証

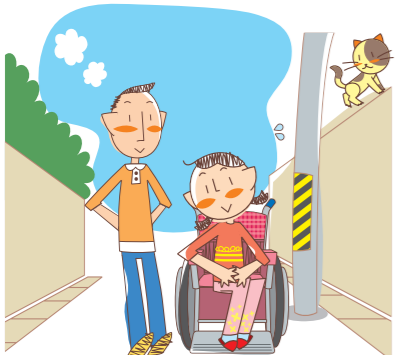


▲身障者用駐車場表示板(協力施設案内表示)

まで交付を行っています。申請方法、交付対象者などにつきましては、県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)をご覧ください。お問い合わせください。
*利用証をお持ちでない方は、この制度をご理解の上、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないなど、ご協力をお願いします。

利用証は、北薩地域振興局(川薩保健所内)およびハートピアかこし

〔申請・問合せ先〕Ⅱ北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課
☎(23)3166



◆お気軽にご相談ください。

相談センター名	住所	電話・FAX番号
可愛会障害者生活支援センター	〒895-0065 宮内町2641	(22)0112
薩来園相談支援センター	〒895-1401 入来町副田 5956-9	(44)2374
相談センターサニーサイド	〒895-0072 中郷町4708-1	(21)1221

〔申請・問合せ先〕=本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ(内線2181・2183)